

あしなが育英会とは

病気や災害、自死（自殺）などで親が死亡、または障害を負っている家庭の子どもたちを物心両面で支える一般財団法人です。国などの補助金・助成金は受けず、継続してご支援くださる「あしながさん」や全国の街頭での「あしなが学生募金」などで頂いた寄付金ですべて運営しています。

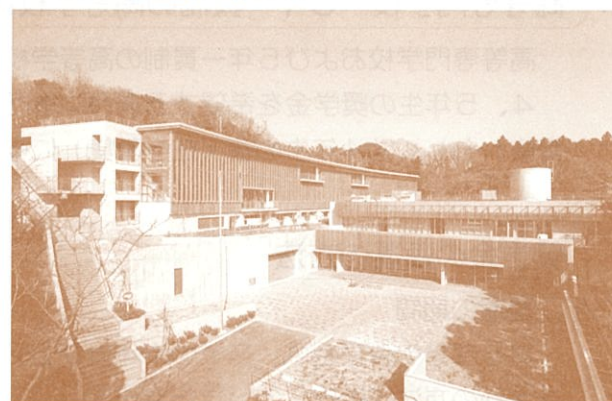
●「奨学生のつどい」

毎年夏休みに「つどい」という合宿行事を実施しています。高校奨学生の「つどい」は2泊3日の日程で、全国8会場で開催。レクリエーションや大学生との対話を通じて将来のこと、進学のこと、家族のことを考えることができる、きっかけがたくさん詰まったイベントです。また、大学・専門学校奨学生の初年度採用者を1か所に集めて行う「つどい」は4泊5日の日程で開催。有意義な学生生活を送るためにどうするかを考えてもらうため、卒業生や社会で活躍する著名人、海外の若者など多様な人材も招き、様々な刺激に触れる機会をつくっています。参加者の多くは、「つどい」で夢を見つけ、一生の仲間を得たと言ひ、参加満足度は9割を超えています。

●大学生のための学生寮「あしなが心塾」（東京）・「虹の心塾」（神戸）

東京都日野市の「あしなが心塾（こころじゅく）」と兵庫県神戸市の「虹の心塾」の2つの学生寮を運営しています。

寮費（塾費）は、光熱費なども含め朝夕の2食付きで月1万円です。しかし、ただの安宿ではありません。「あしながさん」をはじめ全国の方々のご寄付によって建てられた心塾は「世のため人のために活躍する人材の養成」の場で、豊かな人間教育と実力を養成する学生寮です。



①清掃と挨拶励行・礼儀を重んじる、②4人部屋で切磋琢磨する、③海外研修や語学講座——など、大学の授業の他にこれら心塾独自のカリキュラムに真剣に取り組み自分を鍛えれば、厳しい社会でも生き抜いていける力が育ちます。入塾（入寮）希望者は直接、それぞれの心塾にお問い合わせください。

あしなが心塾（写真）：住所：東京都日野市百草892-1 電話：042-594-7766
最寄り駅：京王線「百草園」駅から徒歩20分

虹の心塾：住所：神戸市東灘区本庄町1-7-3 電話：078-453-2418
最寄り駅：JR「甲南山手」駅から徒歩10分

●「レインボーハウス（虹の家）」での心のケア活動

阪神・淡路大震災で親を亡くした子どもたちの心に七色の虹がかかるようにと、1999年、神戸に日本初の親を亡くした子どもたちの癒しの家「神戸レインボーハウス」が完成。さらに、心のケアは病気や災害、自死などで親を亡くした子どもたちにも広がり、2006年には東京・日野市に「あしながレインボーハウス」を開設。また、東日本大震災で親を亡くした子どもたちのために「仙台レインボーハウス」、「石巻レインボーハウス」、「陸前高田レインボーハウス」が2014年にオープンしました。

「全国小中学生遺児のつどい」に参加しませんか

全国の親を亡くした子どもたちを対象にした2泊3日の「全国小中学生遺児のつどい」を「あしながレインボーハウス」（東京）で開催しています。また首都圏及び近郊などの親を亡くした子どもを対象にした日帰りプログラムも実施しています。ゲームで交流するほか、タケノコ堀りなど豊かな自然を利用したプログラムも盛りだくさん。また保護者の方々の語り合いも大切にしています。詳しくは「あしながレインボーハウス（電話042-594-2418）」にご連絡ください。

※このしおりは奨学金申請後も大切に保管してください

高校・高専在學生と保護者のみなさんへ 2004

あしなが高校奨学金 (無利子貸与+給付)

高校奨学生在学募集のしおり 【2020年度】

申込みできる方

高等学校（定時制・通信制を含む）、特別支援学校高等部、高等専門学校や5年一貫制高等学校の1～3年生、大学受験資格を得られる3年制の専修学校高等課程に在学していて、次にあてはまる生徒。

保護者（父または母など）が、病気や災害（道路上の交通事故を除く）、自死（自殺）などで死亡、または保護者が1級～5級の障害認定（注1）を受けていて、経済的な援助を必要としている家庭の子ども。

（注1）次の障害認定を受けている場合をいいます。

身体障害者福祉法、国民年金法、厚生年金保険法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、労働者災害補償保険法に定める第1級から第5級

募集人数 650人程度

申請のしめきり

1次＝2020年 5月20日
2次＝ 〃 9月30日
3次＝ 〃 12月15日
※いずれも消印有効

奨学金の内容

この奨学金は、「無利子貸与+給付」型です。貸与のみ、給付のみの選択はできません。

貸与部分は卒業の半年後から20年以内に返還していただきます。経済的事情などで返還困難であることが認められた場合は、返還を先に延ばすことができます（詳しくは3ページ）。

1. 奨学金の金額

(1)国公立校生＝月額45,000円（うち貸与25,000円、給付20,000円）

(2)私立校生＝月額50,000円（うち貸与30,000円、給付20,000円）

2. 奨学金を受けられる期間

1次・2次採用者は2020年4月分から卒業（最短修業年限）まで。ただし、3次採用者は10月分から卒業まで。

3. 送金方法

3か月ごとに3か月分の奨学金を、直接本人名義のゆうちょ銀行の口座に送金します。

○専攻科は専修・各種学校奨学金（在学募集）に申請してください。

お問い合わせ・提出書類送付先 一般財団法人あしなが育英会 奨学課

〒102-8639 東京都千代田区平河町2-7-5 砂防会館4階

FAX (03)3221-7676 E-mail shougaku@ashinaga.org ホームページ www.ashinaga.org

フリーダイヤル 0120-77-8565（平日9時～17時）



申請から奨学生採用までの手続き

1. 「高校奨学生申請書」などの郵送

「高校奨学生申請書」など、必要な書類（詳しくは別紙）をあしなが育英会に郵送してください。在学している学校を通じて郵送しても問題ありません。ご家庭から郵送する場合は、在学している学校に申請したことを必ず伝えてください。申請者の学力は問わず、一つの学校から何人でも応募できます。また、申請書はコピーをして使用してもかまいません。あしなが育英会のホームページからもダウンロードできます。

2. 審査

申請書の内容を審査し、不備があった場合は郵便などで不備照会をします。不備照会が届いたら、期日までに回答してください。

3. 審査結果のお知らせ（1次=2020年7月上旬 2次=11月上旬 3次=2021年2月上旬）

申請者と在学高校にそれぞれ郵送でお知らせします。

奨学金の交付から終了まで

1. 奨学金の送金

【第1回目の奨学金の送金日】

1次=2020年7月10日 2次=11月10日 3次=2021年2月10日
※送金日が土日祝日の場合はその前日。ただし、審査状況により、遅れる場合もあります。
2回目以降は8月、11月、2月、5月の10日（土日祝日の場合はその前日）です。

2. 在籍確認の報告（年3回）・生活状況報告書の提出（毎年度末1回）・借用証書（卒業時）

奨学生が在籍していることを確認するため、定期的に学校に在籍状況の報告を求めます。また、奨学生には年度末に生活状況報告書で一年間の学校生活について報告していただき、卒業するときには奨学金借用証書を提出していただきます。
定められた期日までに提出がないときは、奨学金の交付が止まる場合があります。

3. つどい（年1回・夏）

毎年夏休みに「つどい」という合宿行事を実施しています。高校奨学生は2泊3日の日程で、全国8会場で開催。大学生のリーダーや同じ地域の高校奨学生と一緒に、進路や将来について考えます。交流ゲームや班別の語り合いなどで打ち解けあい、お互いの仲が深まります。あしなが育英会は奨学生のみなさんに、高校在学中に1度はつどいに参加するようお願いしています。

4. 奨学金の終了

次のことがあったときには、奨学金の交付が終了します。

- ①満了：交付期間が終了したとき。
- ②退学：学校を退学したとき。
- ③辞退：奨学金を辞退したとき。
- ④廃止：学校処分等などにより奨学生として適当でないと判断されたとき。
- ⑤死亡：奨学生本人が死亡したとき。

5. 奨学金の返還

退学などにより奨学生の資格を喪失しているにも関わらず、報告を怠るなどで奨学金を受け取った場合、その間の奨学金は貸与・給付ともに即時返還していただきます。

なお、在籍中に交付された奨学金は、通常どおり貸与部分のみ20年間以内に無利子で返還していただきます。

進学仕度一時金制度

高校卒業後に大学、短大、専門学校等へ進学予定の高校奨学生3年生に対して、「進学仕度一時金」（40万円）を貸与する制度があります。高校3年生の1次募集までに高校奨学生になった人が対象になります。申請書は、8月に高校奨学生の3年生に送ります。審査の結果、決定者には高校3年生の10月中旬に送金します。返還は高校奨学金に含まれます。

大学・専門学校・大学院奨学金制度

大学奨学金（月7万円または8万円）、専門学校奨学金（月7万円）制度があります。再度申請が必要なので、高校3年生の春（予約募集）に申請してください。大学院奨学金（月12万円）制度もあります。

高等専門学校・5年一貫制の高等学校について

高等専門学校および5年一貫制の高等学校は、1～3年生までを高校奨学生として交付します。

4、5年生の奨学金を希望する場合は専門学校奨学生制度に申請が必要なので、高校3年生（予約募集）もしくは4年生の春（在学募集）に申請してください。

奨学金の返還の方法

1. 返還の期間

貸与部分の奨学金は、卒業の半年後から20年以内に、年に1回払・半年に1回払・毎月払のいずれかの方法で返還していただきます。

なお、大学・専門学校・大学院などに在学している間や卒業後も経済的事情などで返還が困難であることが認められた場合は、返還を一時的に停止し先に延ばすこと（猶予）ができます。

【奨学金返還の例】

国公立高校で月額45,000円の奨学金を3年間利用した場合、貸与総額は90万円になります。20年で返還するときは、毎月払で約4千円となります。

2. 奨学金の利息

無利子です。

3. 返還の免除

奨学生本人が死亡、または重度障害を負うなどで奨学金の返還が不能になった場合は、全部または一部が免除されることがあります。

【個人情報の保護について】

申請時に取得した個人情報は、奨学金交付・返還業務のために利用されます。この目的の適正な範囲内において、いただいた情報は、学校・金融機関・業務委託先に必要に応じて提供されます。